

経済・金融 フラッシュ

毎月勤労統計 13年12月 ～所得環境は改善基調が明確に

経済研究部 研究員 押久保 直也

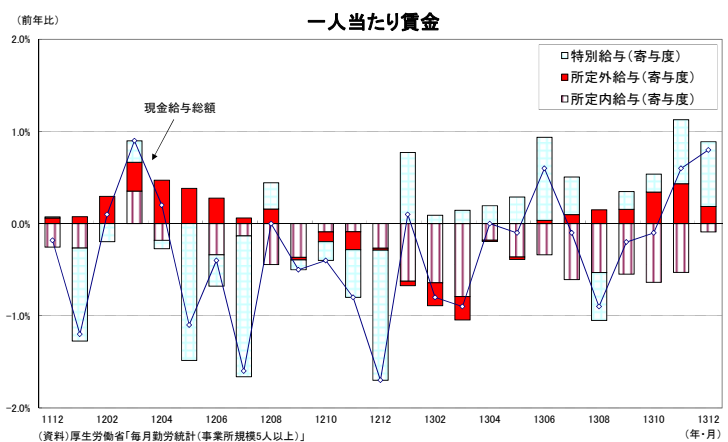
TEL:03-3512-1838 E-mail: oshikubo@nli-research.co.jp

1. 現金給与総額は前年比で2ヶ月連続増加

2月5日に厚生労働省から発表された2013年12月の毎月勤労統計（速報）によると、12月の現金給与総額は前年比0.8%（11月：前年比0.6%）となり、2ヶ月連続で増加した。速報から確報になる際に、下方修正（過去6ヶ月の平均▲0.1%）される傾向があることを考慮しても、12月の確報では現金給与総額は前年比でプラスとなるだろう。

ただし、消費者物価が上昇基調を強めていることから、12月の実質賃金は前年比▲1.1%（11月：前年比▲1.4%）となり、6ヶ月連続で減少している。

現金給与総額の内訳を見ても、所定内給与が前年比▲0.2%と19ヶ月連続でマイナスとなったものの、所定外給与が前年比4.6%と増加したため、定期給与（所定内給与+所定外給与）は前年比0.2%と19ヶ月ぶりに増加した。また、特別給与は前年比1.4%と4ヶ月連続で増加している。すでに発表されている各種アンケート調査同様に、今年度の冬季賞与は昨年度よりも増加したとみられる。



現金給与総額を業種別に見てみると、不動産・物品賃貸業は前年比7.6%（11月：前年比8.6%）、情報通信業は前年比4.0%（11月：前年比▲0.2%）と大幅に増加した上、製造業も前年比1.3%（11月：前年比1.4%）となり、4ヶ月連続で増加した。一方、生活関連サービス等は前年比▲1.9%（11月：前年比0.1%）、医療福祉は前年比▲1.8%（11月：前年比3.9%）と減少した。

製造業の現金給与総額の内訳を見ても、特別給与が前年比1.4%となった上、定期給与が前年比1.1%と5ヶ月連続で増加している。鉱工業生産が回復基調を示していることを背景に、所定外労働時間（季節調整済）が12月に前月比0.5%と5ヶ月連続で増加したことで、所定外給与が前年比12.4%と大幅に増加したことが、定期給与の増加に寄与した。消費税率引き上げ前の駆け込み需要を受け、今後も鉱工業生産の回復が続くことが見込まれるため、製造業の給与は増加し続けていくだろう。

所得環境は、所定内給与の減少が続いているものの、景気回復に伴う所定外給与の増加や企業収益の改善を受けた特別給与の増加から、現金給与総額が前年比で2ヶ月連続増加するなど、改善基調が明確になっている。さらに、2014年春闘においてベアが実現する可能性が高まっていることから、先行きの所得環境は改善に向かうだろう。ただし、消費者物価が上昇基調を強めていることから、実質賃金は6ヶ月連続で減少しており、個人消費の減速が懸念される。

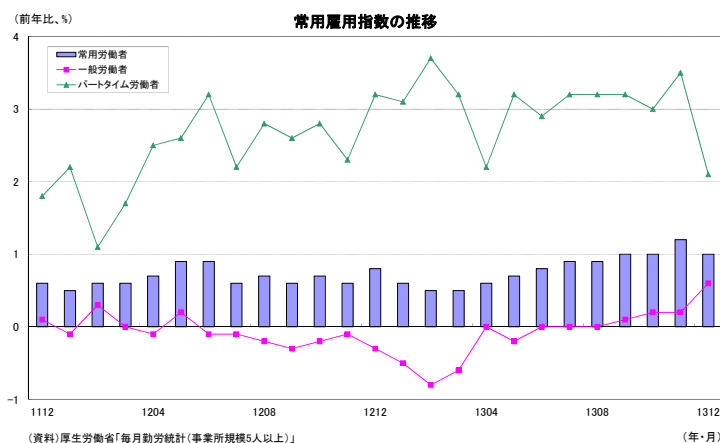
2. 常用雇用者数は緩やかな増加基調が続く

12月の常用雇用者数は前年比1.0%（11月：前年比1.2%）となり、緩やかな増加基調が続いている。その内訳を見てみると、一般労働者は前年比0.6%と減少基調から脱しつつある中、パートタイム労働者は前年比2.1%と増加基調が続くなど、雇用環境に回復の兆しがみられる。

ここ最近まで明確に見られた給与水準の高い一般労働者（正規雇用）を減らし、その分を給与水準の低いパートタイム労働者（非正規雇用）で賄おうとする動きが緩和しているように見える。ただし、毎月勤労統計は速報から確報になる際に、一般労働者は下方修正（過去6ヶ月の平均▲0.3%）、パートタイム労働者は上方修正（過去6ヶ月の平均1.0%）される傾向がある。過去6ヶ月平均の修正幅を当てはめると、12月の確報では一般労働者は前年比0.3%、パートタイム労働者は前年比3.1%となる。速報から確報への統計上のクセを考慮しても一般労働者（正規雇用）が増加基調にある。

業種別に見てみると、12月の常用雇用者数は、高齢化の進展に伴う需要の増加を背景として、医療福祉で前年比3.0%増加し、飲食サービス業等で前年比3.3%増加する一方で、一般労働者を中心に、製造業で前年比▲0.9%減少し、運輸業、郵便業で前年比▲0.7%減少した。また東日本大震災からの復興需要、2012年度の大型補正予算の執行、住宅投資への消費増税前の駆け込み需要を背景に建設業は前年比3.0%と22ヶ月連続で増加している。

今後は、高齢化の進展に伴う需要の増加から医療福祉の雇用の更なる増加が見込まれるほか、鉱工業生産が持ち直しに向かうことで、製造業の雇用も少しずつ持ち直しに向かうとみられる。



(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。